

令和 4 ・ 5 年度神戸市競争入札参加資格審査申請
における主な変更点について

令和 4 ・ 5 年度神戸市競争入札参加資格について、下記のとおりとしますので、お知らせいたします。

記

1. 申請期間【工事・物品等共通】

令和 4 ・ 5 年度神戸市競争入札参加資格審査申請の申請期間は、前回同様、令和 3 年 11 月 1 日
～12 月 20 日とします。（前回の申請期間：令和元年 11 月 1 日～12 月 20 日）

2. 調書の押印廃止【工事・物品等共通】

(1) 以下の書類について、押印廃止とします。

- ・暴力団等の排除及び適正な労働条件の確保に係る誓約書（工事）
- ・暴力団等の排除及び適正な労働条件の確保に係る誓約書（物品）
- ・「地方税に関する誓約書 兼 神戸市税に関する調査に対する承諾書」

(2) 以下の書類について、実印及び受任者印の押印を廃止とします。

使用印鑑が実印と異なる場合のみ、使用印鑑の押印が必要です。

- ・令和 4 ・ 5 年度神戸市工事請負競争入札参加資格審査申請書
- ・令和 4 ・ 5 年度神戸市物品等競争入札参加資格審査申請書

3. 国税及び地方税の徴収猶予を受けた場合の取扱いについて【工事・物品等共通】

新型コロナウイルス感染症等の影響により徴収猶予の特例制度の適用を受けていることが確認できる場合、未納の扱いとしないものとします（令和 2 年 6 月以降の入札参加資格審査追加申請からの取扱い）。通常書類に代えて、以下の書類を提出して下さい。

① 国税

税務署が発行する「滞納（未納）税金目録」及び「納税の猶予許可通知書」

② 地方税

「地方税に関する誓約書兼神戸市税に関する調査に対する承諾書〔新型コロナウイルス感染症等の影響により地方税の徴収猶予の特例制度の適用を受けている場合〕」

4. 等級格付の対象の見直し【工事関係】

従来は全事業者について格付を実施していましたが、令和 4 ・ 5 年度からは地元業者及び準地元業者のみ格付を実施します。その他の事業者については格付を行いません。

※地元業者：本店を市内に有する事業者

※準地元業者：上記以外のうち、法人市民税の課税対象となる支店・営業所等を市内に有する事業者

※その他業者：地元業者、準地元業者以外の事業者

5. 等級格付の評価項目の見直し【工事関係】

主観点数の評価項目の一つである次世代育成・男女共同参画支援点数について、加算対象項目「プラチナえるぼし認定企業」「プラチナくるみん認定企業」を追加するとともに、「一般事業主行動計画」、「こうべ男女いきいき事業所表彰」の加算条件と、評価項目全体の配点を見直します。

6. 建設コンサルタント等業務における技術・社会貢献評価制度の評価項目の見直し【物品等（建設コンサルタント）関係】

評価項目の一つである次世代育成・男女共同参画支援点数について、上記5と同様の見直しを行います

7. 建設コンサルタント等業務の希望業種に「道路_法面設計」を新設【物品等（建設コンサルタント）関係】

希望業種の大区分「土木関係 建設コンサルタント」の中に、小区分「道路_法面設計」の項目を追加します。

8. 社会保険の加入及び保険料納付確認書類の追加【物品等関係】

健康保険・厚生年金保険、雇用保険の加入及び保険料納付を確認できる書類として、保険料の領収書（写し）等に加え、「経営事項審査結果通知書」の提出も可とします。

※経営審査事項：公共工事を発注者から直接請け負おうとする建設業者が必ず受けなければならない審査

以上